



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

930	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(長寿社会課).....	1
931	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( " ).....	1
932	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	2
933	指定自立支援医療機関の指定	( " ).....	2
934	指定自立支援医療機関の変更	( " ).....	2
935	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	3
936	大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要	( " ).....	4
937	保安林の指定	(森林整備課).....	4
938	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	5
939	公有水面埋立ての免許	(港湾空港課).....	5
940	"	( " ).....	7

### ○ 公告

	和歌山県国際交流センターにおける指定管理者の募集	(文化国際課).....	8
--	--------------------------	--------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第930号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成27年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
3071800605	社会福祉法人渉久会	ケアプランセンター ヴィラ桜	岩出市桜台607	居宅介護支援	平成 27.8.1	平成 33.7.31
3072201480	株式会社たちき	上屋敷居宅介護支援 事業所	田辺市上屋敷二丁目12 -7	居宅介護支援	平成 27.8.1	平成 33.7.31
3072300431	くすのき株式会社	くすのき訪問介護サ ービス	新宮市池田二丁目1-10	居宅介護支援	平成 27.8.1	平成 33.7.31
3072401213	医療法人宝山会	白浜小南病院ケアプ ランセンター	西牟婁郡白浜町2688-5	居宅介護支援	平成 27.8.1	平成 33.7.31

### 和歌山県告示第931号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成27年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072201498	株式会社たちき	デイサービス上屋敷	田辺市上屋敷二丁目12-7	通所介護 介護予防通所介護	平成27.8.1 平成27.8.1	平成33.7.31 平成30.3.31
3072401221	医療法人宝山会	デイサービスこがうら	西牟婁郡白浜町2615	通所介護 介護予防通所介護	平成27.8.1 平成27.8.1	平成33.7.31 平成30.3.31
3072500931	株式会社Ange	デイサービスセンターあんじゅ	東牟婁郡那智勝浦町天満442-27	通所介護 介護予防通所介護	平成27.8.1 平成27.8.1	平成33.7.31 平成30.3.31

## 和歌山県告示第932号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400508	エンジョイさくら	海南市大野中449-3	生活介護	特定なし	医療法人さくら会	海南市名高140-1	平成27.8.1

## 和歌山県告示第933号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成27年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
株式会社STRADA	和歌山市坂田654-4	訪問看護ステーションMANO（マールノ）	平成27.8.1

## 和歌山県告示第934号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成27年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日

医療法人千徳会 桜ヶ丘病院	有田市箕島904	医療機関の所 在地	有田市宮崎町841-1	有田市箕島904	平成 27. 6. 27
------------------	----------	--------------	-------------	----------	-----------------

**和歌山県告示第935号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) エバグリーン紀伊勝浦店  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日二丁目222番5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司  
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司  
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年4月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,995㎡
- 6 駐車場の収容台数  
82台
- 7 駐輪場の収容台数  
36台
- 8 荷さばき施設の面積  
48㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
9.9m<sup>3</sup>
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後9時50分まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

- 14 届出年月日  
平成27年7月30日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）  
那智勝浦町観光産業課（東牟婁郡那智勝浦町大字築地七丁目1番地1）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成27年8月14日から同年12月14日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第936号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成27年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）スーパーエバグリーン御坊店  
和歌山県御坊市湯川町財部50番地外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成27年和歌山県告示第362号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）  
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成27年8月14日から同年9月14日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第937号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町大鎌字弓場804、字栄ノ谷816、817
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第938号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成27年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町鬮野川に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	橋杭棒受網
太地町漁業協同組合の地区	鯨類追込網漁業及び小型定置漁業	南紀第7

## 和歌山県告示第939号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成27年8月14日

文里港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 2 埋立区域

## (1) 位置

和歌山県田辺市文里一丁目736番59、1313番、736番141、736番196、736番168、736番239、736番9、736番166及び736番248の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち1の地点から15の地点までを順次に直線で結んだ線及び15の地点と1の地点を結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D.L. +2.01m）における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

基点（国土地理院三等三角点「平野」）

北緯 33度43分27.7692秒

東経 135度23分20.4820秒

1の地点 基点から167度44分28秒 1,022.44mの地点

2の地点 1の地点から187度55分45秒 3.14mの地点

3の地点 2の地点から246度46分06秒 41.62mの地点

4の地点 3の地点から258度20分11秒 28.04mの地点

5の地点 4の地点から279度41分31秒 205.82mの地点

6の地点 5の地点から32度36分11秒 10.99mの地点

- 7の地点 6の地点から110度38分23秒 25.18mの地点  
8の地点 7の地点から99度41分31秒 17.18mの地点  
9の地点 8の地点から109度19分20秒 8.31mの地点  
10の地点 9の地点から29度41分14秒 1.48mの地点  
11の地点 10の地点から99度41分31秒 149.92mの地点  
12の地点 11の地点から78度20分11秒 26.49mの地点  
13の地点 12の地点から66度46分06秒 4.12mの地点  
14の地点 13の地点から51度54分06秒 11.64mの地点  
15の地点 14の地点から48度41分55秒 10.11mの地点  
16の地点 15の地点から86度48分25秒 8.55mの地点

## (3) 面積

1,623.07㎡

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

和歌山県田辺市文里一丁目736番59及び1313番地内並びに同市文里一丁目736番59、1313番、736番14  
1、736番196、736番168、736番239、736番9、736番166、736番248及び736番214の土地に接する国有海  
浜地内及び同地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びカの地点とイの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区  
域

基点(国土地理院三等三角点「平野」)

北緯 33度43分27.7692秒

東経 135度23分20.4820秒

- イの地点 基点から164度59分25秒 1,033.60mの地点  
ロの地点 イの地点から187度55分45秒 53.93mの地点  
ハの地点 ロの地点から228度57分03秒 63.63mの地点  
ニの地点 ハの地点から258度56分51秒 62.07mの地点  
ホの地点 ニの地点から279度41分31秒 227.57mの地点  
への地点 ホの地点から328度43分22秒 53.27mの地点  
トの地点 への地点から61度33分20秒 37.39mの地点  
チの地点 トの地点から31度09分15秒 58.20mの地点  
リの地点 チの地点から109度32分44秒 126.58mの地点  
ヌの地点 リの地点から84度17分24秒 10.95mの地点  
ルの地点 ヌの地点から86度42分58秒 96.96mの地点  
ヲの地点 ルの地点から92度17分11秒 6.64mの地点  
ワの地点 ヲの地点から88度17分19秒 10.25mの地点  
カの地点 ワの地点から97度16分55秒 5.48mの地点

## (3) 面積

34,815.61㎡

## 4 埋立地の用途

海岸保全施設用地

## 5 公有水面埋立免許年月日

平成27年8月5日

## 和歌山県告示第940号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成27年8月14日

文里港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
- (2) 名称 田辺市
- (3) 代表者住所 和歌山県田辺市中辺路町栗栖川291-136
- (4) 代表者氏名 田辺市長 真砂充敏

## 2 埋立区域

## (1) 位置

## 埋立区域 (A)

和歌山県田辺市文里一丁目1313番、736番141、736番196、736番59、736番168、736番239、736番9及び736番166の地先公有水面

## 埋立区域 (B)

和歌山県田辺市文里一丁目736番59及び1313番の地先公有水面

## (2) 区域

## 埋立区域 (A)

次の各地点のうち、1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点を結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D.L. +2.01m）における公有水面と既設護岸との境界線により囲まれた区域  
基点（国土地理院三等三角点「平野」）

北緯 33度43分27.7692秒

東経 135度23分20.4820秒

- 1の地点 基点から168度48分55秒 1,017.37mの地点
- 2の地点 1の地点から228度41分55秒 10.11mの地点
- 3の地点 2の地点から308度05分54秒 11.64mの地点
- 4の地点 3の地点から246度46分06秒 4.12mの地点
- 5の地点 4の地点から258度20分11秒 26.49mの地点
- 6の地点 5の地点から279度41分31秒 149.92mの地点
- 7の地点 6の地点から29度41分14秒 15.83mの地点
- 8の地点 7の地点から109度35分28秒 30.27mの地点
- 9の地点 8の地点から109度35分28秒 20.00mの地点
- 10の地点 9の地点から110度12分55秒 22.52mの地点
- 11の地点 10の地点から86度55分18秒 38.56mの地点
- 12の地点 11の地点から86度52分02秒 20.00mの地点
- 13の地点 12の地点から86度38分06秒 20.00mの地点
- 14の地点 13の地点から86度58分54秒 20.00mの地点

## 埋立区域 (B)

次の各地点のうち、15の地点から17の地点までを順次に直線で結んだ線、17の地点と18の地点を結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D.L. +2.01m）における公有水面と既設護岸との境界線及び18の地点と15の地点を結ぶ昭和54年5月31日付け和歌山県指令港第217号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. +2.00mにより決定）により囲まれた区域

基点(国土地理院三等三角点「平野」)

北緯 33度43分27.7692秒

東経 135度23分20.4820秒

15の地点 基点から180度19分04秒 992.20mの地点

16の地点 15の地点から279度41分31秒 17.18mの地点

17の地点 16の地点から290度38分23秒 25.18mの地点

18の地点 17の地点から32度36分11秒 2.36mの地点

(3) 面積

埋立区域(A) 1,970.65㎡

埋立区域(B) 88.81㎡

合計 2,059.46㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県田辺市文里一丁目736番59及び1313番地内並びに同市文里一丁目736番141、736番196、736番59、736番168、736番239、736番9、736番166及び1313番の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びワの地点とイの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院三等三角点「平野」)

北緯 33度43分27.7692秒

東経 135度23分20.4820秒

イの地点 基点から167度58分58秒 1,012.41mの地点

ロの地点 イの地点から228度42分18秒 25.47mの地点

ハの地点 ロの地点から231度54分06秒 12.11mの地点

ニの地点 ハの地点から246度46分06秒 4.82mの地点

ホの地点 ニの地点から258度20分11秒 27.36mの地点

への地点 ホの地点から279度41分31秒 176.66mの地点

トの地点 への地点から290度38分23秒 32.66mの地点

チの地点 トの地点から31度09分15秒 31.21mの地点

リの地点 チの地点から109度32分44秒 126.58mの地点

ヌの地点 リの地点から84度17分24秒 10.95mの地点

ルの地点 ヌの地点から86度42分58秒 96.96mの地点

ヲの地点 ルの地点から92度17分11秒 6.64mの地点

ワの地点 ヲの地点から88度17分19秒 10.25mの地点

(3) 面積

5,960.90㎡

4 埋立地の用途

道路用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成27年8月5日

公 告

公 告

県が設置する和歌山県国際交流センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成27年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県国際交流センター
- (2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
- (3) 施設内容 資料閲覧室 175.49㎡  
交流ラウンジ 66.72㎡  
事務室 69.70㎡  
応接相談室 23.38㎡  
サークル室 69.04㎡  
機材庫 22.28㎡  
倉庫 21.72㎡

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県国際交流センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県国際交流センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第63号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) 複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行っていないこと。
- (4) 6（2）に定める現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、（1）については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内県外を問わず事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第4

8号)に基づき、整理開始の命令を受けているもの

(5) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当するものがあるもの

ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

(6) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）、従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるもの

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしているもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動若しくは維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの

(7) 和歌山県税、法人税、所得税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(10) 県内の国の機関又は地方公共団体が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせたもの

(11) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させたもの

(12) (10) 又は (11) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(13) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(14) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

## 6 募集要項及び現地説明会に関する事項

### (1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成27年8月14日（金）から同月28日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県企画部企画政策局文化国際課  
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階

### (2) 現地説明会

ア 日時 平成27年8月31日（月）午後2時

イ 場所 和歌山県民文化会館中会議室  
和歌山市小松原通一丁目1番地

ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成27年9月1日（火）から同月14日（月）まで

イ 回答日 平成27年9月18日（金）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成27年9月24日（木）から同年10月14日（水）まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成27年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

平成28年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県企画部企画政策局文化国際課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2056

ファクシミリ番号 073-433-1192